

研究設備等貸与照会書

平成 年 月 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 殿

住所
氏名
回答先

貴研究所の研究設備等に貸与に関し、下記の通り照会いたします。

記

- 1 貸与を希望する研究設備等の名称
- 2 使用目的
- 3 使用概要（実験計画書などの別紙の添付可）
- 4 貸与希望期間
- 5 その他貸与に当たって希望する事項、質問事項

(様式2)

研究設備等貸与契約書 (例)

平成 年 月 日付をもって申請のあった研究設備等の貸付について、独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、次の条項により貸与契約を締結する。

(貸与対象研究設備等)

第1条 甲は、以下の内容により研究設備等を乙に貸与する。

- 一 貸与する研究設備等の名称
- 二 貸与する研究設備等の使用目的及び使用概要
- 三 貸与期間

(貸与料の額及び納付等)

<全納の場合>

第2条の1 貸与料の額は 円とし、乙は本契約締結後、甲の発行する請求書により、所定の期日までに所定の口座に全額を納付しなければならない。

<分納の場合>

第2条の2 貸与料の額は 円とし、乙は本契約締結後、以下の期日までに定められた金額を甲の発行する請求書により、所定の口座に納付しなければならない。

第1回目納付 年 月 日 納付金額 円

第 回目納付 年 月 日 納付金額 円

2 甲は、納入された貸与料を乙に返還しないものとする。

ただし、甲の都合による一方的な貸与の中止、その他の事由により貸与を継続することが困難となった場合は貸与料を返還するものとし、甲乙が協議のうえ返還金額を決めるものとする。

第3条 甲は、乙が定められた期日までに貸与料を納付しないときは、契約を解除することが出来るものとする。

2 乙は、定められた期日を超過して貸付料を支払うときは、指定期日の翌日から甲が受

領した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に規定する財務大臣の定める率を乗じて計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(研究設備等の引き渡し及び返納)

第4条 乙が研究施設等を研究所外で使用する場合の研究施設等の引き渡し及び返納は、甲が指定する期日及び場所において行う。

(消耗機材等の持ち込み)

第5条 乙は、研究設備等の貸与に当たって乙が持ち込む消耗機材等をあらかじめ甲に申し出て、了解を得ること。

2 前項の消耗機材等の搬入、取付、取り外し及び撤去に要する費用は、乙が負担するものとする。

3 乙は、持ち込んだ消耗機材等については、貸与期間の終了後遅滞なく撤去するものとする。

(人員の派遣)

第6条 乙は、貸与された研究設備等の使用に当たって研究補助者又は委託研究生(以下、「研究補助者」という。)の派遣を希望するときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所研究生受入規程に基づき、所定の手続きを行うものとする。

(貸与の中止等)

第7条 甲は、天災その他やむを得ない事由或いは業務の遂行上の事由により貸与の継続が困難となった場合は、貸与を中止、又は契約の変更もしくは解除することができる。

2 甲は、前項の規定に基づき貸与を中止し、又は契約を解除した場合には、その事由を付し、遅滞なく乙に通知するものとする。

(契約の解除)

第8条 甲又は乙は、一方の当事者がこの契約に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(原状回復)

第9条 甲又は乙が契約を解約したとき、又は貸与期間が満了したときは、乙は、自己の

負担で、甲の指定する期日までに貸与された研究設備等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。

2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は、乙の負担においてこれを行うことができる。この場合は、乙は何等の異議を甲に申し立てることができない。

(賠償責任)

第10条 研究設備等の貸与に起因して、第三者に対する損害が発生し、かつ、甲に賠償責任が生じたときは、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、その一切の責任は乙が負担するものとする。

第11条 甲は、第7条の規定による貸与の中止、又は契約の変更もしくは解除により生じる一切の損害については、その責任を負わないものとする。

第12条 第5条の規定により乙が持ち込んだ消耗機材等に起因して、甲に損害が生じた場合は、乙は賠償の責任を負うものとする。

(成果の取扱いに当たっての研究所名称の使用制限)

第13条 乙が貸与された研究設備等により得られた成果を使用するにあたり、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の名称を使用しようとする場合には、あらかじめ甲に対し、文書により協議を行わなければならない。

(管轄裁判所)

第14条 甲乙間に生じた紛争は、双方の誠意をもって解決するものとする。しかし、万一訴訟などを必要とする場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(補則)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保存するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都清瀬市梅園一丁目4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 印

乙 印